

柏市ウォーターPPP
(管理・更新一体マネジメント) 事業

実 施 方 針 (案)

令和7年8月

【令和7年9月18日変更】

柏 市 上 下 水 道 局

＝目次＝

第1 事業に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 事業者の選定方法等に関する事項	8
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	9
1 募集及び選定方法	9
2 募集及び選定スケジュール	9
3 応募者の参加資格要件	9
4 審査及び選定手続き	17
5 優先交渉権者選定後の手続き	18
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1 リスク分担の基本的な考え方	19
2 事業の実施状況のモニタリング	20
3 保険	20
4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続	20
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
1 対象施設の立地に関する事項	21
2 対象施設の概要	21
第5 事業計画又は基本契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
1 疑義が生じた場合の措置	22
2 管轄裁判所の指定	22
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	22
2 金融機関又は融資団と市との協議	23
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	24
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	24
3 その他の措置及び支援に関する事項	24
第8 その他事業の実施に関し必要な事項	24
1 実施に関して使用する言語及び通貨	24
2 提案書類の作成等に係る費用	24
3 実施方針（案）に関する質問・意見の受付	24
4 実施方針（案）に関する説明会及び現地見学会	24
5 連絡先及び情報提供	24

- 別紙 1 応募グループの構成イメージ図
- 別紙 2 柏市下水道計画図（汚水）
- 別紙 3 柏市下水道計画図（雨水）
- 別紙 4 篠籠田貯留場一般平面図
- 別紙 5 柏ビレジ排水ポンプ場一般平面図
- 別紙 6 水道給水区域平面図
- 別紙 7 第三水源地配置平面図（１）
- 別紙 8 第三水源地配置平面図（２）
- 別紙 9 第四水源地配置平面図
- 別紙 10 第五水源地配置平面図
- 別紙 11 第六水源地配置平面図
- 別紙 12 岩井水源地配置平面図
- 別紙 13 水源地の運転管理における職階の基準
- 別紙 14 下水道管路施設の数量内訳
- 別紙 15 篠籠田貯留場及び柏ビレジ排水ポンプ場の概要
- 別紙 16 マンホールポンプ場の対象施設
- 別紙 17 水道管路施設の数量内訳
- 別紙 18 水源地の概要
- 別紙 19 下水道事業における業務内容一覧
- 別紙 20 水道事業における業務内容一覧
- 別紙 21 統括管理業務およびその他業務における業務内容一覧

はじめに

(1) 公共施設管理者に求められること

公共事業が従来から行ってきた「分割発注」は、次期段階の発注も留意しながら計画や設計と工事を分割して発注する方式である。これらの各業務や工事の発注に当たっては、事業者への公平性の観点から、一般競争入札、指名競争入札、随意契約などの入札方式が採用されてきた。また、維持管理業務委託においては、単年度や複数年で契約を更新するのが一般的であった。

しかし、昨今では人口減少に伴い、将来的により厳しくなる上下水道事業の財政状況、老朽化施設の増加、人材不足などの観点から、より効率的に施設を管理運営し、サービスレベルの向上を図るため、持続可能なインフラストラクチャーを実現していくことが求められるようになった。

(2) ウォーターPPPの必要性

上述した課題に対して、上下水道施設の建設、維持管理、運営などにおいて、地方公共団体と民間事業者が連携して業務を実施するPPP/PFI（官民連携）が有効な手法とされており、本市においても平成30年度から下水道管路の包括的民間委託事業を実施している。

官民連携手法により、設計・施工及び維持管理を一括発注とし、あわせて性能発注とすることで維持管理コストを視野に入れた計画策定、自社特許を活用した調査や施工、各業務担当者間でのクロスチェックなど、事業者のノウハウを踏まえた効果的な事業運営ができ、予防保全型の計画的な維持管理や業務の平準化、長期契約による人材育成や事務手続きの簡略化等に効果が発揮できるようになる。また、コスト縮減や施設のライフサイクルコスト削減も期待できる。

さらに近年では、PPP/PFI手法のコンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）を公共施設等運営事業とあわせて「ウォーターPPP」として導入拡大が図られている。

本市は上述した包括的民間委託事業をウォーターPPP事業へ発展させるべく、昨年度から本格的に検討を始めた。国土交通省の「令和6年度下水道分野のウォーターPPP ガイドライン策定等業務」においてフィールド都市に選定され、令和8年度予定の公募に向け、引き続きウォーターPPP導入に向けた検討を進めている。

(3) 実施方針（案）公表の目的

1) 官民連携の透明性と信頼性の確保

実施方針（案）を公表することで、事業の目的、範囲、方針、スケジュールなどを明確にし、事業者や市民に対しての透明性を確保できる。これにより、官民連携の信頼性を高め、円滑な事業推進が可能となる。

2) 事業者への情報提供と参入促進

実施方針（案）の公表により、事業者が事業内容や求められる役割を理解し、提案準備を行うことができる。これにより、多くの事業者の参入を促し、競争性と提案の質の向上が期待できる。

3) 官民対話の促進と事業のブラッシュアップ

実施方針（案）は、今後の官民対話を通じて、より現実的で効果的な内容に改善されることが想定される。公表により、事業のブラッシュアップが期待できる。

4) 事業者の体制確保

本市が求めるウォーターPPPは、「上下一体型・更新実施型」を目指しており、全国的にも例の少ない事業スキームになる。したがって、市が求める事業スキームと事業者の受託体制のマッチングが重要であり、実施方針（案）を事前に公表することで、事業者への方針の理解と共感を深め、一体感を持って業務に取り組むことができる。

※本実施方針（案）は、現時点での想定であり、今後変更される可能性がある。

(4) 用語の定義

【PFI】

公共事業を実施するための手法の一つであり、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法である。

【ウォーターPPP】

水道・下水道・工業用水道などの水関連インフラ分野における官民連携（PPP/PFI）方式の総称である。ウォーターPPPには、事業者が運営権を担う「コンセッション方式（レベル 4）」と事業者が運営権を担わない「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」がある。「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」には、設計・更新工事までを担う「更新実施型」と更新計画案やコンストラクションマネジメントまで担う「更新支援型」がある。

【特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）】

資産の流動化に関する法律に基づき、当該事業の実施を目的として設立される法人やある特別の事業を行うために設立された事業会社を指す。PFIでは、公募提案する共同企業体（コンソーシアム）が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。

【改築】

更新または長寿命化対策により、所定の耐用年数を新たに確保することである。

①更新（布設替え）：既存の施設を新たに取替えること

②長寿命化対策（更生）：既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること

※（ ）は下水道管路に対する改築内容を指す。

【修繕】

老朽化した施設または故障もしくは損傷した施設を対象として、当該施設の所定の耐用年数内において機能を維持させるために行う対策である。

【対象施設】

本事業範囲に該当する全施設の呼称を対象施設とする。

【事業者】

本書における事業者とは、政府や地方公共団体などの公的機関ではなく、民間資本によって運営する企業や団体等の事業者全般を指す。

【プロフィットシェア】

各事業年度の収益があらかじめ規定された基準を上回った場合に、その程度に応じて事業者から管理者に金銭を支払うことである。

【包括的民間委託】

サービスの質を確保しつつ、民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うため、複数年契約を前提とした性能発注を基本的な要素とする方式である。

第 1 事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

柏市ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）事業

(2) 公共施設の管理者の名称

柏市上下水道事業管理者 飯田 晃一

(3) 事業の背景・目的

1) 下水道事業の背景

本市の下水道事業は、柏駅を中心とした市街地の生活環境を改善するため、昭和35年に合流式にて整備に着手し、その後、千葉県手賀沼流域下水道及び江戸川左岸流域下水道計画が策定され、流域関連公共下水道として整備を進めてきた。現在、全体計画面積 7,360ha（手賀沼処理区7,045ha、江戸川左岸処理区315ha）、既整備面積 6,568ha（汚水4,859ha、雨水1,709ha）とし、下水道処理人口普及率91.0%（令和6年度末時点）となっている。また、市内には柏ビレジ排水ポンプ場と篠籠田貯留場、マンホール形式ポンプ場66か所がある。

本市の下水道管路の維持管理については、平成27年に策定したストックマネジメント計画に基づき、平成28年より、これまでの事後保全型から予防保全型の維持管理に移行し、これを官民連携（包括的民間委託）により実施することで、下水道事業の効率的な運営に取り組んできた。

下水道を取り巻く環境は、本市の人口が2035年をピークに減少傾向となると予測されており、下水道使用料の減収や老朽化施設の増加によって、さらに厳しさを増すと見込まれる。また下水道管路に起因する大規模陥没事故をきっかけに、点検調査の強化、老朽化対策の推進に注目が集まっている。

そのため、限られた予算及び職員数の範囲で、計画的な維持管理を行い、見えないところで市民生活を支える重要なライフラインである下水道施設の保全及び機能確保、事故等の防止に今後もより一層努め、安定的な下水道サービスの提供を継続しなければならない。

2) 水道事業の背景

本市の水道事業は、地下水を水源として給水を昭和 30 年 6 月 22 日から開始した。この時の創設事業における当初の計画給水人口は20,000人、計画一日最大給水量は4,000 m³/日だった。

その後、急激な人口増加と都市化の進展による水需要の増加に対応するため、平成 23 年 3 月まで 6 度にわたる拡張事業を行い、水源地の建設や水道管の増設など水道施設の整備を進めてきた。なお、令和 6 年度末の給水人口は 414,047 人で、行政区域内人口に対する普及率は 94.85%となり、給水戸数は 202,294 戸である。

本市の水道管路施設については、柏市水道事業ビジョン及び関連する上位計画に基づき、老朽化した管路を更新することで耐震化を進めている。昨今は老朽化したインフラを起因とする陥没や漏水といった事故が全国的に発生しており、管路の適切な管理、計画的な更新の必要性が大きく見直されているところである。特に水道の基幹管路については、破損時の影響範囲が広く市民に与える影響が甚大であることから、耐震化を計画的かつ早急に進める必要がある。

一方で、限られた職員数の範囲で増え続ける耐震化事業に対応するには限界があり、計画・設計・工事発注といった各業務を段階的に行う従来の方式では、事務に係る労力・時間が大きく、結果として耐震化事業を早急に進める上での課題となっている。

3) 柏市におけるウォーターPPP 事業の目的

本市では、人口減少、水道料金や下水道使用料収入の減少、施設の老朽化といった上下水道事業の共通課題に対応し、将来的な上下水道分野の持続性向上と上下水道が一体となった経営基盤強化を図るため、令和4年4月に上下水道事業を組織統合した。

さらに社会全体で人手不足が進むなか、従来の短期・個別委託業務を長期・包括的に再編し、上下水道を一体とした官民連携（ウォーターPPP）の導入に向け、事業内容の具体化を進めている。

本事業では、ウォーターPPPの実施により、官民双方の事務負担軽減、より効果的・効率的な事業運営、新たな付加価値の創出を実現し、人々の生活に欠かせない公共サービスを将来にわたり、安定的に提供することを目的とする。

これらの目標達成に向けて、下水道事業においては、下水道管路の包括民間委託で実施してきた事業を踏襲しつつ、篠籠田貯留場や柏ビレジ排水ポンプ場などの運転管理業務も合わせて更なる事業の改善を図る。

また、水道事業においては、水道管路でこれまで培ってきた個別委託業務のノウハウや実績を包括的に再編し、基幹管路の更新を中心とした予防保全型維持管理を推進する。加えて水源地の運転管理業務を合わせた安心で安全な水道水の安定供給を図る。

本事業の目標達成に当たっては、地方公共団体だけでなく、担い手となる民間事業者等にとっても持続的に参画できる環境の構築が必要であり、適切な利益やリスク分担のもと、官民が対等なパートナーとして良好な関係を築き、連携して事業を実施していくことが重要である。

(4) 本事業の対象施設

1) 下水道施設

- ① 柏市公共下水道事業の管路施設（管渠、マンホール、マンホール蓋、汚水枳、取付管、樋管）
- ② 篠籠田貯留場、柏ビレジ排水ポンプ場、マンホールポンプ場（66 か所）

2) 水道施設

- ① 柏市水道事業の管路施設（**送水管**、導水管、配水管、~~給水管~~、消火栓、仕切弁等）
- ② 水源地（5 か所：令和12年度から対象施設とする）

(5) 事業方式

図1に示すとおり、本市の事業方式は管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）とする。ただし、下水道分野及び水道分野の管路に関する事業方式は、更新実施型とし、施設に関する事業方式は更新支援型とする。

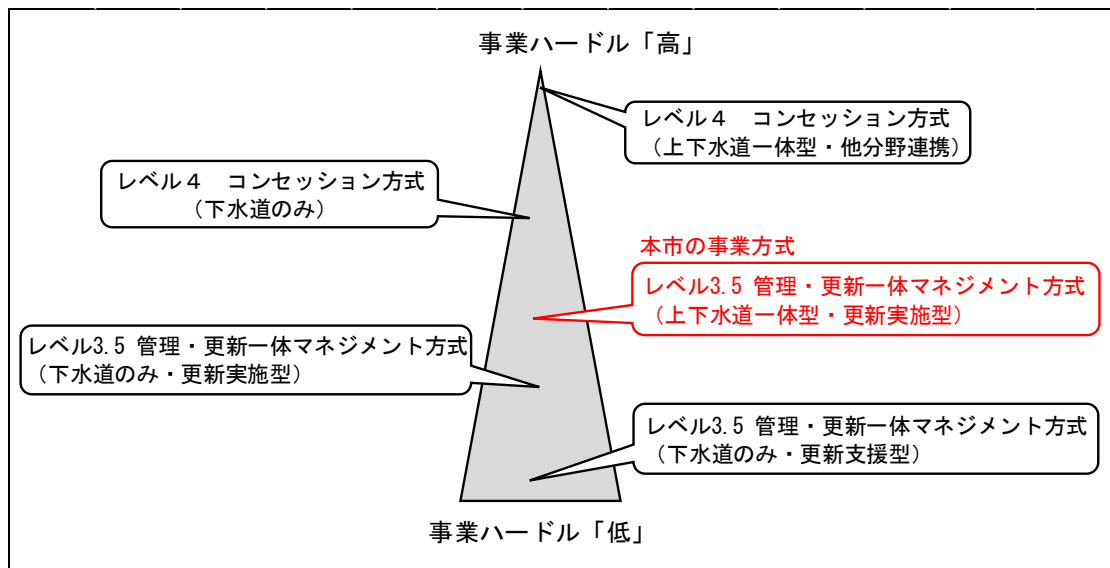


図 1. 本市の事業方式について

(6) 事業範囲

各事業及び業務内容、要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書に示す。事業者は、本事業期間中において、契約で「委託禁止業務」と定められた業務を除き、その他の業務については、第三者への委託や請負が可能である。ただし、事業の実施に当たっては、遵守すべき制限や手続き等の詳細条件があり、それらは事業者応募公告時に公表する要求水準書等に明記する予定である。

本市の主な事業スキームを図 2 に示す。また、事業種別及び概算事業費（案）を表 1 に示す。なお、概算事業費（案）は本事業の概略事業規模の把握を目的として現時点での想定量を示したものであり、議会承認を受けたものではなく、事業量や事業費を確約するものではない。



図 2. 主な事業スキーム

表 1. 事業種別及び概算事業費（案）

事業種別	概算事業費	備考
管路の維持・改築（下水道）	約 182 億円	事業規模の把握を目的に、現時点での想定を示したもの
施設管理（下水道）	約 8 億円	
基幹管路更新（水道）	約 40 億円	
管路管理（水道）	約 5 億円	
施設管理（水道）	約 32 億円	
合計	約 267 億円	

※当該事業費は議会承認を受けたものではなく、事業費を確約するものではない。

1) 下水道事業

対象施設の維持管理業務・運転管理業務及びストックマネジメント計画関連業務を一体に行うとともに、アウトカム指標の達成を目指して、計画的な改築業務等に関する業務を基幹事業とし、附帯事業及び任意事業を含めて対象事業とする。

基幹事業、附帯事業、任意事業別の事業範囲は、以下に掲げるものとする。

①基幹事業

基幹事業とは、本事業において事業者が必ず遂行しなければならない事業を指す。

a. 計画的維持管理業務

- ア. 管路内スクリーニング調査業務
- イ. 管路内詳細調査業務
- ウ. 巡視点検業務
- エ. 公共汚水樹点検業務
- オ. 腐食環境下管路調査業務（伏越管、マンホールポンプ（清掃含む））
- カ. 障害物除去業務
- キ. 定期清掃業務
- ク. 修繕業務（一部）

b. 計画的改築業務

- ア. 詳細設計業務
- イ. 改築施工業務

c. スtockマネジメント計画関連業務

- ア. データ管理業務
- イ. 調査結果反映業務
- ウ. スtockマネジメント実施計画の見直し業務

d. 運転管理業務

- ア. 篠籠田貯留場運転管理業務
- イ. マンホールポンプ場運転管理業務
- ウ. 柏ビレジ排水ポンプ場運転管理業務
- エ. 樋管維持管理業務

②附帯事業

附帯事業とは、基幹事業を実施する際の事業者の創意工夫等により、コスト縮減や脱炭素化等が生じる場合、事業者からの提案によって効果を発揮する事業を指す。なお、優先交渉権者

選定時に、応募者は附帯事業を提案することができるが、必須ではない。市が、優先交渉権者を選定する際に、応募者が提案した附帯事業の内容に留意して、事業者の実施義務を要求水準書に定める。

③任意事業

任意事業とは、本事業用地や対象施設を用いて、事業者の自己負担で実施する独立採算型の事業または市からの委託事業を指す。任意事業も附帯事業と同様に、優先交渉権者選定時に応募者が提案できるが、必須ではない。また、事業期間中でも新たに提案することが可能である。ただし、実施には市の事前承諾が必要である。任意事業の実施に当たっては、本事業に影響を与えず、公序良俗に反しない事業を行う。事業の実施により発生する費用や必要な事務手続き、損害等はすべて事業者負担となる。

2) 水道事業

対象施設の維持管理業務・運転管理業務及び基幹管路の改築業務等に関する業務を基幹事業とし、附帯事業及び任意事業を含めて対象事業とする。

基幹事業の事業範囲は、以下に掲げるものとする。附帯事業、任意事業の内容は下水道と共通であるため、省略する。

①基幹事業

a. 計画的維持管理業務

ア. 管路洗浄業務

イ. 漏水調査業務

b. 計画的改築業務

ア. 基幹管路更新実施設計業務

イ. 基幹管路更新改築施工業務

c. 運転管理業務

ア. 水源地運転管理業務

イ. 水源地保守管理業務

ウ. 水源地修繕業務

②附帯事業（下水道事業と共通）

③任意事業（下水道事業と共通）

3) 共通

①基幹事業

a. 統括管理業務

統括管理業務では、上下水道事業各業務の進捗管理、安全管理などを通して全業務を一元的に管理する。

(7) 事業期間

本事業期間は、令和 10 年 1 月 20 日を事業開始予定日とし、事業終了予定日を令和 20 年 1 月 19 日とする。事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

なお、下水道事業における第二期包括民間委託の事業期間が、令和 10 年 1 月 19 日までであることから、事業開始日は令和 10 年 1 月 20 日としている。

(8) 公共の支払いに関する事項

本事業における市の費用負担については、債務負担行為を設定した上で、契約を締結する予定である。

1) 基幹事業

市が全額負担し、市が委託費として事業者へ支払うものとする。

2) 附帯事業

基幹事業に示す費用負担と同様の取扱いとする。

3) 任意事業

事業者が全額負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とするため、経理は、基幹事業及び附帯事業と区分して明確にする。

4) その他

本事業の各種検査等に伴う必要な費用は、事業者応募公告時に公表する要求水準書案などに明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(9) 委託費の支払い

1) 委託費の支払い

柏市は、事業期間中の計画的維持管理業務、計画的改築業務、ストックマネジメント計画関連業務、運転管理業務、統括管理業務に対する委託費を支払う。

2) 委託費の変更

① 社会情勢等の著しい変化による委託費の変更

社会情勢等の影響によって、事業期間内における物価の著しい変動や各種法令・税制などが発生し、事業者の負担が増減する場合には、必要に応じて委託費の変更をする。詳細については、事業者応募公告時に公表する基本契約書（案）に示す予定である。

② その他委託費の変更

上記①以外で、市が必要と判断した場合には委託費を変更する。

3) プロフィットシェア

事業開始後、新技術導入や創意工夫による効率化などに伴い、コスト縮減の可能性が生じ、事業者からの提案がある場合には、プロフィットシェアが発動する。この発動によってコスト縮減が図れる場合には、市と事業者でコスト縮減額を分配する。

なお、プロフィットシェアの発動に当たっては、別途公表する要求水準書に定める業務の水準を低下させないことが原則となる。詳細は公告時、基本契約書（案）等に規定する予定である。

(10) 事業期間終了時の措置

1) 引継ぎ

事業の引継ぎは原則として事業期間内に行い、事業者は自らの責任と費用負担で引継書の作成など適切な対応を行う。本事業期間終了の2～3年前から次期事業の検討・準備を始めるため、事業者は市に対して、事業情報の提供など必要な協力を行う。

2 事業者の選定方法等に関する事項

(1) 事業者の選定に係る基本的な考え方

本市で提案書等の審査を実施するための委員会を設置し、評価基準に基づいた審査を行う。なお、プロポーザル参加者が、優先交渉権者の選定前までに本事業委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意する。

(2) 選定結果の公表

最優秀提案者の選定結果は、本市のホームページ等において速やかに公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式による募集とする。

また、企画技術提案による技術面等の非価格要素とともに、提示された参考見積金額の価格面を合わせて総合的に選定・評価する。

2 募集及び選定スケジュール

実施方針（案）公表後のスケジュール（案）を表2に示す。

表2. 募集及び選定スケジュール（案）

予定時期	内容
令和7年（2025年）8月	実施方針（案）の公表
令和7年（2025年）8～9月	実施方針（案）の質疑応答期間
令和9年（2027年）3月	事業者応募公告（特定事業の選定、募集要項等公表）
令和9年（2027年）3月	質問受付
令和9年（2027年）4月	現地見学会※
令和9年（2027年）5月	質問回答
令和9年（2027年）5月	参加資格確認受付
令和9年（2027年）5月	参加資格確認結果
令和9年（2027年）7月	プロポーザル提案審査書類受付
令和9年（2027年）8月	プレゼンテーション実施
令和9年（2027年）9月	優先交渉権者決定
令和9年（2027年）10～12月	引継ぎ
令和9年（2027年）12月	基本契約締結
令和10年（2028年）1月	事業開始

※必要に応じてポンプ場や水源地の現地見学会を実施

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

1) 応募形態

単独企業または複数企業による応募グループでの応募を可能とする。企業数の上限はない。1者で複数業務の兼務も可能とする。

2) 応募グループの構成

応募グループは統括管理企業（代表企業）、計画的維持管理企業、運転管理企業、計画的設計企業、計画的改築企業で構成する。代表企業が応募手続きを行う。応募グループの構成イメージは、別紙1に示す。

3) 組織体制

応募グループは、代表企業から統括管理者を選任（他業務との兼務可）する。

4) 代表企業の変更

代表企業の変更は、原則認められない。

5) 構成企業の変更

構成企業の変更については、市と事業者との協議により決定する。

6) 重複参加の禁止

構成企業は他の応募グループに重複して参加できない。

(2) 応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③「ちば電子調達システム」により入札参加資格申請を行い、「柏市入札参加資格者名簿」に登録（業者登録）されており、入札参加資格の認定を受けていること。
- ④本市が規定する「柏市建設工事請負業者等指名停止要領」（昭和 62 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止、又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成 26 年 12 月 18 日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- ⑤競争参加資格確認申請期限以前 2 年以内に銀行取引停止処分を受けた者でないこと。
- ⑥競争参加資格確認申請期限以前 6 か月以内に取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者でないこと。
- ⑦所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競争手続きの開始決定がされている者でないこと。
- ⑧私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から 3 か月を経過している者であること。
- ⑨千葉県外において談合の容疑により会社の代表者、役員もしくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことが明らかになった場合、その日から 3 か月を経過している者であること。また、柏市建設工事請負業者指名停止要領に基づき指名停止されていない者であること。
- ⑩暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう、以下同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑪役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
- ⑫役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
- ⑬役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑭会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者を含む）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21

条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者を含む）であること。

⑮会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

⑯アドバイザー業務受託者又はこれらの者と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

⑰事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

⑱応募者（応募グループの場合構成企業のすべて）が、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

(3) 業務実施企業に求める要件

参加者の企業には、参加資格の資格確認基準日において、本業務の各業務を行うものとして以下の各項の要件を満たす企業を含むこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼務することができる。

1) 下水道事業

①計画的維持管理業務を行う者の要件

ア 企業の要件

- a. 柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ、区分「委託」のうち大分類「施設等運転管理他」の中分類「下水道管路内調査」に登録があること。
- b. 管路内スクリーニング調査業務及び管路内詳細調査業務を行う者は、官公庁等が平成 30 年度以降に発注した公共下水道管路施設に関する以下の維持管理業務を元請として履行完了した実績を有すること。また、プロポーザル参加表明書の提出に当たっては、実績を確認できる契約書、仕様書等（写しで可）を添付すること。
 - ・ 契約額 100 万円以上の下水道管路施設の管路内スクリーニング調査又は管路内詳細調査業務
- c. 修繕業務を行う者は、柏市内に本社を設置している者を優先とする。

イ 配置予定技術者の要件（すべてを満たすこと）

- a. 管路内スクリーニング調査業務及び管路内詳細調査業務を行う者は、同業務に係る主任技術者として、下水道管路施設の維持管理に関する技術及び経験を有する者を配置しなければならない。また、当該主任技術者は本業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。また、当該業務に配置する技術者は、参加資格確認書類の提出があった日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。
- b. 管路内スクリーニング調査業務及び管路内詳細調査業務を行う者は、下水道法第 22 条の有資格者又は、公益社団法人日本管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」もしくは、「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者を配置しなければならない。

- c. 管路内スクリーニング調査業務及び管路内詳細調査業務を行う者は、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の資格を有する者を配置しなければならない。

②詳細設計業務及びストックマネジメント計画業務を行う者の要件

ア 企業の要件

- a. 柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ区分「測量・コンサルタント」のうち大分類「土木関係建設コンサルタント」の中分類「下水道」に登録があること。
- b. 詳細設計業務等を行う者は、官公庁等が平成 30 年度以降に発注した公共下水道管路施設に関する以下の全ての設計等業務を元請として履行完了した実績を有すること。また、プロポーザル参加表明書の提出に当たっては、実績を確認できる契約書、仕様書等（写しで可）を添付すること。
 - ・ 契約額 500 万円以上の下水管本管の管更生による改築工事及び修繕に係る詳細設計業務

イ 配置予定技術者の要件（すべてを満たすこと）

- a. 詳細設計業務等を行う者は、詳細設計業務に係る管理技術者、ストックマネジメント実施計画の見直し業務に係る管理技術者として、次のいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、それぞれの管理技術者を兼務することは可能とする。
 - ・ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術監理部門（選択科目：下水道）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。
 - ・ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験（下水道）に合格し、登録を受けている者。
- また、当該業務に配置する技術者は、参加資格確認書類の提出があった日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。
- b. 詳細設計業務等を行う者は、詳細設計業務に係る照査技術者、ストックマネジメント実施計画の見直し業務に係る照査技術者として、次のいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、それぞれの照査技術者を兼務することは可能とする。
 - ・ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術監理部門（選択科目：下水道）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。
 - ・ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験（下水道）に合格し、登録を受けている者。

また、当該業務に配置する技術者は、参加資格確認書類の提出があった日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

③改築施工業務を行う者の要件

ア 企業の要件

- a. 改築施工業務を行う者は、土木一式工事について、柏市競争入札参加資格者として登録されている者であること。
- b. 改築施工業務を行う者は、官公庁等が平成 30 年度以降に発注した契約額 1,000 万円以上の土木一式工事（平成 30 年度以降に受注した案件であって、当該工事成績が 65 点

未満のものを除く。)について、元請もしくは下請として施工完了した実績があること。
また、プロポーザル参加表明書の提出に当たっては、実績を確認できる契約書、仕様書等(写しで可)を添付すること。

c. 改築施工業務を行う者は、総合評定値について、以下の2つの要件を満たすこと。

- ・総合評定値(建設業法第27条の29第1項の総合評定値で、この募集要領等の公表日において上下水道局に登録されているものをいう。)が、土木一式工事について、600点以上であること。
- ・契約の締結の前1年7か月以内の審査基準日の経営事項審査を受けていること。

d. 改築施工業務を行う者は、官公庁等が平成30年度以降に発注した公共下水道管路施設に関する以下の請負工事に従事した実績を有すること。また、プロポーザル参加表明書の提出に当たっては、実績を確認できる契約書、仕様書等を添付すること。

- ・3,000万円以上の下水道管路施設の管更生に係る改築工事

イ 配置技術者の要件(すべてを満たすこと)

- 改築施工業務を行う者は、土木一式工事についての建設業法第27条の18第1項の監理技術者資格者証の交付を受けた者を監理技術者又は主任技術者として専任で配置しなければならない。また、当該業務に配置する技術者は、参加資格確認書類の提出があった日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。
- 上記a.に示す監理技術者又は主任技術者は、官公庁等が平成30年度以降に発注した下水道管路施設の管更生に係る改築工事に係る監理技術者又は主任技術者の実績(完了したものに限る)を有するものとする。また、当該監理技術者又は主任技術者は本業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。
- 改築施工業務を行う者は、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の資格を有する者を配置しなければならない。

④運転管理業務を行う者の要件

ア 企業の要件

柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ、区分「委託」のうち大分類「施設等運転管理他」の中分類「施設の運転・管理」に登録があること。

イ 篠籠田貯留場、樋管、マンホールポンプ場における配置予定技術者の要件

篠籠田貯留場、樋管、マンホールポンプ場の維持・管理を行う者は、以下の有資格者を配置すること。

- 第1種電気工事士または第2種電気工事士
- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

ウ 柏ビレジ排水ポンプ場における配置予定技術者の要件

柏ビレジ排水ポンプ場の維持・運転管理を行う者は、以下の有資格者を配置すること。

- 電気主任技術者(自家用電気工作)
- 危険物保安監督者(屋外燃料タンク)
- その他業務履行上、委託者が必要と認める資格者等

2) 水道事業

①計画的維持管理業務を行う者の要件

ア 企業の要件

- a. 管路洗浄業務を行う者は、柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ、区分「委託」のうち大分類「施設等運転管理他」又は大分類「調査・計画」に登録があること。
- b. 漏水調査業務を行う者は、柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ、区分「委託」のうち大分類「施設等運転管理他」に登録があること。
- c. 管路洗浄業務を行う者は、官公庁等が令和 5 年度以降に発注した 1,300 万円以上の計画排水作業による配水管洗浄業務を元請として履行完了した実績を有すること。また、プロポーザル参加表明書の提出に当たっては、実績を確認できる契約書、仕様書等（写しで可）を添付すること。
- d. 漏水調査業務を行う者は、官公庁等が令和 5 年度以降に発注した 500 万円以上の漏水調査業務を元請として履行完了した実績を有すること。また、プロポーザル参加表明書の提出に当たっては、実績を確認できる契約書、仕様書等（写しで可）を添付すること。

イ 配置予定技術者の要件

- a. 管路洗浄業務を行う者は、同業務に係る主任技術者として、次のいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。
 - ・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する上下水道部門（選択科目：上水道及び工業用水道）又は総合技術監理部門（選択科目：上水道及び工業用水道）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。
 - ・公益財団法人日本水道協会の行う水道管路管理技士（1 級又は 2 級）に合格し、登録を受けている者。
- また、当該業務に配置する技術者は、参加資格確認書類の提出があった日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

②基幹管路更新実施設計業務を行う者の要件

ア 企業の要件

- a. 基幹管路更新実施設計業務を行う者は、柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ、区分「測量・コンサルタント」のうち大分類「土木関係建設コンサルタント」の中分類「上水道及び工業用水道」に登録があること。
- b. 基幹管路更新実施設計業務を行う者は、官公庁等が平成 30 年度以降に発注した 250 万円以上の水道管路設計委託業務を元請として履行完了した実績を有すること。また、プロポーザル参加表明書の提出に当たっては、実績を確認できる契約書、仕様書等（写しで可）を添付すること。

イ 配置予定技術者の要件

- 基幹管路更新実施設計業務を行う者は、業務に係る管理技術者及び照査技術者として、次のいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は不可とする。
- a. 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する上下水道部門（選択科目：上水道及び

工業用水道)又は総合技術監理部門(選択科目:上水道及び工業用水道)のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。

- b. 一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験(上水道及び工業用水道)に合格し、登録を受けている者。

また、当該業務に配置する技術者は、参加資格確認書類の提出があった日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

③基幹管路更新改築施工業務を行う者の要件

基幹管路更新改築施工業務を行う者としては、以下のア d. 及びイに示す全ての要件を満たす企業と、以下のア a. からア c. に示す全ての要件を満たす企業を含むこと。

ア 企業の要件

- a. 基幹管路更新改築施工業務を行う者は、水道施設工事について、柏市競争入札参加資格者として登録されている者であること。
- b. 基幹管路更新改築施工業務を行う者は、官公庁等が平成 30 年度以降に発注した契約額 500 万円以上の水道施設工事(平成 30 年度以降に受注した案件であって、当該工事成績が 65 点未満のものを除く。)について、元請もしくは下請として施工完了した実績があること。また、プロポーザル参加表明書の提出に当たっては、実績を確認できる契約書、仕様書等(写しで可)を添付すること。
- c. 基幹管路更新改築施工業務を行う者は、総合評定値について、以下の 2 つの要件を満たすこと。

・総合評定値(建設業法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値で、この募集要領等の公表日において上下水道局に登録されているものをいう。)が、水道施設工事について、450 点以上であること。

・契約の締結の前 1 年 7 か月以内の審査基準日の経営事項審査を受けていること。

- d. 基幹管路更新改築施工業務を行う者は、官公庁等が平成 30 年度以降に発注した水道管路施設に関する以下の請負工事に従事した実績を有すること。また、プロポーザル参加表明書の提出に当たっては、実績を確認できる契約書、仕様書等を添付すること。

・3,000 万円以上の水道管路施設の新設または布設替え工事

※ア d. における従事とは、元請や下請による受注実績の他、技術指導、資材供給等、管路施設更新改築工事に直接関与する業務をいう。

イ 配置技術者の要件

- a. 基幹管路更新改築施工業務を行う者は、水道施設工事についての建設業法第 26 条第 2 項の監理技術者又は同法第 1 項の主任技術者を配置しなければならない。ただし、1 施工箇所における支払額が 4,500 万円以上となる場合は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項の監理技術者資格者証の交付を受けた者又は同法第 26 条第 1 項の主任技術者(下請代金の総額(消費税額及び地方消費税額を含む。)が 5,000 万円以上となる場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた者)を専任で配置しなければならない。また、当該業務に配置する技術者は、参加資格確認書類の提出があった日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。
- b. 上記 a. に示す監理技術者又は主任技術者は、官公庁等が平成 30 年度以降に発注した水

道管路施設の更新改築工事に係る監理技術者又は主任技術者の実績（完了したものに限る）を有するものとする。また、当該監理技術者又は主任技術者は本業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。

④運転管理業務を行う者の要件

ア 企業の要件

- a. 柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ、区分「委託」のうち大分類「施設等運転管理他」の中分類「施設の運転・管理」に登録があること。
- b. 過去 10 年以内に、日本国内の官公庁等が発注した水道事業（用水供給事業を除く）において、給水人口が 20 万人以上かつ施設能力が 1 日あたり 70,000 m³以上の施設において、24 時間 365 日の運転管理業務等を元請として、連続して 3 年以上受託した実績を有する者であること。

イ 配置予定技術者の要件

- a. 水源地の運転管理を行う者は、業務の割り振りや緊急時等の具体的な指揮命令ができる総括責任者、副総括責任者、主任を別紙 13 に基づき選任し、配置することとする。
- b. 水源地の運転管理を行う者は、以下の有資格者を配置することとする。
 - ・ 水道技術管理者又は水道浄水施設管理技士 2 級以上（総括責任者）
 - ・ 水道浄水施設管理技士 3 級以上の有資格者（副総括責任者）
 - ・ 第 1 種電気工事士以上の資格者
 - ・ 危険物取扱者乙種以上の有資格者（委託施設の危険物取扱者）
 - ・ 電気主任技術者（自家用電気工作）
 - ・ その他本業務に必要な有資格者

3) 統括管理業務

①統括管理業務を行う者の要件

ア 配置技術者の要件

統括管理業務は上下水道事業に係る業務を一元的に統括管理する統括責任者として、高度な技術及び相当の経験を有するものとし、上記 1)、2) の業務要件を 1 つ以上満たすものを配置しなければならない。なお、他業務との兼任は許容する。また、統括責任者は、当該業務に関する統括管理業務、業務計画書及び報告書作成業務、その他業務（企画技術提案に基づく任意業務）の管理業務等、当該業務全体を包括した統括的な管理を担うものとする。

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

4 審査及び選定手続き

(1) ウォーターPPP 選定委員会の設置

柏市は、優先交渉権者の選定を客観的な観点で評価するために、有識者等からなるウォーターPPP 選定委員会を設置し、ウォーターPPP 選定委員会から優先交渉権者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。ウォーターPPP 選定委員会の委員は表3のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

表 3. ウォーターPPP 選定委員会（案）

委員	所属及び指名	備考
会長	未定	学識経験者
副会長	未定	学識経験者
委員	未定	外部有識者
委員	未定	柏市職員

(2) 現地見学会の実施

柏市は、希望する者に対し、現地視察の機会を設ける（水源地及びポンプ場を想定）。

(3) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し、資格審査を受ける必要がある。詳細は、今後公表する募集要項等に記載する。申請受付期限までに書類を提出しない者や、参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加できない。

(4) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。提案に必要な書類など、詳細については、募集要項等に示す。

(5) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。柏市は、選定委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(6) 審査結果の公表

柏市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後、速やかに本市のホームページへ掲載又は適宜、その他の方法によって公表する。

(7) 優先交渉権者及び事業の選定の取消し

事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る事業の選定を取り消すことがある。この場合は、その旨を本市のホームページへ掲載又は適宜、その他の方法によって公表する。

5 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本契約の締結

優先交渉権者は、基本契約書（案）に基づいて、市と速やかに契約を締結しなければならない。優先交渉権者と速やかに契約が締結されない場合、又は契約の締結後に年度協定の締結に至らないことが明らかとなった場合には、柏市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本契約の締結以降の手続きを行うことができる。なお、柏市は、基本契約書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、年度協定の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎや現地調査を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために市と協議を行うことができる。

(3) 年度協定の締結

市と事業者は、基本契約書（案）の内容に従い、速やかに年度協定を締結する。なお、柏市は、基本契約書（案）の内容について、優先交渉権者の決定前に確定することができなかったもの及び軽微なもの以外は変更しない。

(4) 事業の開始

事業者は、年度協定に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、事業者が業務の引継ぎを完了していることを前提条件とする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

責任分担の基本方針として、本事業でリスクを最も適切に管理できる主体がそのリスクを負担することで、効率的かつ高品質なサービスの提供を目指す。そのため、本事業において事業者が担当する業務においては、年度協定等に特段の定めのない限り、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。これは、事業者の自主性と創意工夫が発揮されることを目的とするためである。

ただし、以下、例外的に市がリスク負担することがある場合を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については、以下に記載する内容を基本とし、詳細については基本契約書（案）の公表時に示す。

(1) 不可抗力

市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等、基本契約書（案）に定める一定の要件を満たした事象が生じた場合であって、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国庫負担の対象となる場合は、事業者は本事業の復旧スケジュールを策定して市の承認を得るものとし、市と事業者は復旧スケジュールを踏まえて事業対象施設の復旧のために措置を講ずるものとする。また、事業者は要求水準に基づき自らが作成するBCPに従い初期対応を行う。

不可抗力事象による被害の復旧費用は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として市が負担する。ただし、設計不備・施工不良・維持管理の怠慢による被害は、事業者が負担する。

市が行う事業継続措置は、復旧スケジュールに基づく契約期間の延長や対価の支払い、各種料金改定などを組み合わせて必要な財源を市が確保する。

事業者は、復旧スケジュールと事業継続措置に従い、事業対象施設を復旧し、サービスを再開する。国庫負担申請時は、市の書類作成に協力する義務がある。

不可抗力が生じた場合であって、国庫負担の対象とならない場合の事業継続措置に関する詳細は、募集要項等公表時に示すこととする。

(2) 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更

本事業期間中に、事業者に不当な影響を及ぼす国の法令や政策等の変更等、基本契約書（案）に定める一定の事由が生じた場合、市及び事業者に生じた損害は各自が負担する。

本事業期間中に、事業者に不当な影響を及ぼす市の条例、政策等の変更等、基本契約書（案）に定める一定の事由が生じた場合、柏市は、当該特定条例等変更によって事業者が生じた損失を補償する（損失の補償として本事業期間を延長する場合を含む）。

(3) 物価の変動

物価の変動に起因するコストの増減に関しては、インフレスライド（資金的支出）や物価指数による変更（収益的支出）などを用い、市と事業者が協議の上で決定する。

(4) 国補助金制度の変更等

国補助金制度に変更が生じる場合は、市と事業者が協議の上で契約継続等に向けた措置を講ずる。また、国補助金の要望額に対して、交付額に相違が生じた場合は、市と事業者が協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた事業の実施を原則とする。

2 事業の実施状況のモニタリング

事業者が基本契約書（案）に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、柏市は、事業者に対して改善措置や違約金等を求めることができる。なお、事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合には、柏市は事業者に代わり、事業を実施することもある。その場合にかかる費用は、違約金等として事業者を求めることができる。なお、モニタリングの具体的な方法等については、別途公表するモニタリング実施計画書（案）に示す。

3 保険

事業者は、本事業期間中、基本契約書（案）締結に合わせ、損害賠償保険及びその他の保険に加入しなければならない。なお、市が承諾したときは、事業者が保険加入に代替する措置をとることを認める。

4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 権利義務等の処分

事業者は、市の書面に事前承諾なしに、契約上の地位及び権利・義務を譲渡・担保提供などの処分をしてはならない。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 対象施設の立地に関する事項

本事業の対象施設の所在地は、以下のとおりである。

表 4. 主要な対象施設の所在地

対象施設		対象数量	所在地
下水道	管路	汚水 4,859ha 雨水 1,709ha	柏市下水道計画区域全域 (整備済区域に限る)
	篠籠田貯留場	1 施設	柏市篠籠田字篠塚 599
	柏ビレジ排水ポンプ場	1 施設	柏市花野井 1983
	マンホールポンプ場	66 か所	柏市しいの木台、みどり台、旭町、逆井、戸張、高田、高柳、五條谷、五条谷、今谷上町、根戸、篠籠田、松ヶ崎、十余二、若柴、西原、新逆井、増尾台、松ヶ崎新田、大井、南増尾、中新宿、南逆井、塚崎、藤ヶ谷、柏、柏の葉、布施、豊四季、緑台、風早
	樋管	21 か所	
水道	管路	11,474ha	柏市全域
	第三水源地	1 施設	柏市中原 1811-12
	第四水源地	1 施設	柏市南増尾 4-9-1
	第五水源地	1 施設	柏市松葉町 3-12
	第六水源地	1 施設	柏市高田 1201-23
	岩井水源地	1 施設	柏市岩井 802-4

2 対象施設の概要

本事業の主な対象施設の概要は、以下のとおりである。

表 5. 主要な対象管路施設の概要

対象施設	数量	備考
下水道管路	1,359.91km	汚水+合流+雨水 マンホール、マンホール蓋、公共樹、取付管も含む
水道管路	1,460km	維持管理は全延長（送水管、導水管、配水管） 基幹管路の改築更新は約 10km

表 6. その他の対象施設の概要

対象施設	施設能力	竣工年度または給水開始	備考
篠籠田貯留場	6,170 m ³	昭和 48 年度	
柏ビレジ排水ポンプ場	180m ³ /分	昭和 55 年度	
樋管	-	-	
第三水源地	36,200 m ³ /日	昭和 40 年 8 月	
第四水源地	25,500 m ³ /日	昭和 46 年 6 月	
第五水源地	26,600 m ³ /日	昭和 49 年 8 月	
第六水源地	34,900 m ³ /日	昭和 63 年 11 月	
岩井水源地	13,300 m ³ /日	昭和 53 年 4 月	

第5 事業計画又は基本契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

基本契約書（案）に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は基本契約書（案）の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、基本契約書（案）において定める。

2 管轄裁判所の指定

基本契約書（案）締結に関連して発生したすべての紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり契約を終了するものとする。この場合、事業者は、基本契約書（案）の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとし、第 1-1(10)1)と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については、以下に記載する内容を基本とし、詳細については基本契約書（案）の公表時に示す。

(1) 事業者事由解除

1) 解除事由

- ①事業者が契約上の義務に違反する等、契約に定める一定の事由が生じたときは、柏市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、契約を解除することができる。
- ②倒産、財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、契約を解除することができる。

2) 解除措置

- ①事業者は、市に対し、基本契約書（案）に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の支払額からこれを控除する。

(2) 市事由解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ①柏市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6 か月以上前に通知することにより契約を解除することができる。
- ②事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、契約の履行が不能となった場合は、契約を解除することができる。

2) 解除又は終了措置

- ①柏市は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。

(3) 不可抗力解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ① 不可抗力により対象施設が滅失したときは、基本契約は当然に終了する。
- ② 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能もしくは著しく困難であることが判明した場合、柏市は基本契約を解除する。

2) 解除又は終了措置

- ① 不可抗力により基本契約を解除する場合、当該不可抗力により市及び事業者が生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等変更解除

1) 解除事由

- ① 特定法令等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は事業者は基本契約を解除することができる。

2) 解除措置

- ① 特定法令等変更により市及び事業者が生じた損失は各自が負担し、相互の損害賠償は行わない。
- ② 柏市は、事業者が、国に対して当該特定法令等変更について損害賠償請求を行うことを防がない。

(5) 特定条例等変更解除

1) 解除事由

- ① 特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は事業者は基本契約を解除することができる。

2) 解除措置

- ① 特定条例変更等により事業者が生じた損失に係る負担については、市と事業者で協議する。

2 金融機関又は融資団と市との協議

柏市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、柏市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

3 その他の措置及び支援に関する事項

柏市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者で協議する。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

2 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

3 実施方針（案）に関する質問・意見の受付

実施方針（案）公表後に質問及び意見を受け付けた上で、回答は市のホームページに掲載する。

4 実施方針（案）に関する説明会及び現地見学会

実施方針（案）の内容に関する説明会を予定している。説明会及び現地見学会の実施案内は市のホームページに掲載する。

5 連絡先及び情報提供

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

柏市上下水道局 下水道工務課 管理担当

住所：〒277-0025 柏市千代田1丁目2番32号

TEL：04-7167-1429 FAX：04-7167-1165

E-Mail：gesuikomu○city.kashiwa.chiba.jp

注）○を@に置き換えてください。

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

柏市のホームページ（<https://www.city.kashiwa.lg.jp/gesuikomu/w-ppp.html>）